

郡山市新型コロナウイルス感染症対策雇用調整助成金等申請支援補助金交付要綱

令和2年6月25日制定
令和2年9月11日一部改正
令和3年1月14日一部改正
令和3年3月16日一部改正
令和3年4月30日一部改正
令和3年6月30日一部改正
令和3年7月30日一部改正
令和3年9月28日一部改正
令和3年11月30日一部改正
令和3年12月28日一部改正

[政策開発部雇用政策課]

(趣旨)

第1条 この要綱は、雇用の安定及び事業活動の継続を図るため、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業主を支援するために国が特例措置として実施する雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第102条の2に規定する雇用調整助成金及び緊急雇用安定助成金（以下「雇用調整助成金等」という。）の支給を受けた市内の中小企業者又は事業を営む個人に対し、予算の範囲内で雇用調整助成金等の支給申請に係る書類作成経費について補助金を交付することに関して、郡山市補助金等の交付に関する規則（昭和48年規則第18号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次のいずれにも該当する者とする。

- (1) 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号に規定する中小企業者であって、市内に事業所を有する会社又は市内に住所を有する個人
- (2) 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う休業（教育訓練及び出向を含む。）により、労働局長から雇用調整助成金等の支給決定を受けた者
- (3) 市税等（個人市民税、法人市民税、固定資産税（都市計画税を含む。）、軽自動車税、事業所税、入湯税及び国民健康保険税をいう。）を滞納していない者

(補助対象経費)

第3条 補助の対象となる経費は、雇用調整助成金等の支給申請に係る書類（雇用調整助成金等の申請に当たり休業等実施計画届等を提出した場合は当該休業等実施計画届等を含む。）作成を社会保険労務士又は弁護士（以下「社会保険労務士等」という。）へ委託する場合に生じる手数料又は報酬とする。ただし、当該手数料又は報酬のうち、消費税及び地方消費税については、除くものとする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、前条に規定する補助の対象となる経費の額とし、1補助対象者当たり20万円を上限とする。

2 前項の規定により算出した額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(補助対象期間)

第5条 補助金の対象期間は、令和2年4月1日から令和4年3月31日まで（雇用調整助成金等の算定対象となる1月の賃金締切期間が当該対象期間をまたぐ場合も含む。）の期間に係る雇用調整助成金等の対象期間とする。ただし、市長は必要と認めるときは、補助金の対象期間を延長することができる。

(交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、雇用調整助成金等の支給決定日の翌日から起算して3月以内又は令和4年3月31日のいずれか早い日までに郡山市新型コロナウイルス感染症対策雇用調整助成金等申請支援補助金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出するものとする。ただし、2回目以降の申請であって、前回の申請から内容の変更がない場合は、第2号及び第5号に掲げる書類の提出を省略することができる。

(1) 雇用調整助成金等の支給申請に係る書類作成を社会保険労務士等へ委託する場合に生じる手数料又は報酬を支払ったことが確認できる書類の写し

(2) 雇用調整助成金等に係る提出書類の写し

(3) 雇用調整助成金等に係る支給決定通知書の写し

(4) 同意書兼誓約書（第2号様式）

(5) 補助金の振込先口座が確認できる通帳の写し等

(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 前項の規定にかかわらず、郡山市新型コロナウイルス感染症対策雇用維持支援補助金交付要綱（令和2年6月26日制定）に基づく補助金の申請時に既に提出しており、当該申請時から内容の変更がない場合は、前項第2号から第5号までに掲げる書類の提出を省略することができる。

3 第1項の規定による補助金の交付の申請は、規則第4条の2第3項の規定により補助事業等の実績に基づき精算額で行うものとする。

(交付の条件)

第7条 規則第6条第1項第4号に規定するその他必要と認める条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 補助金に係る帳簿及び証拠書類を整備し、事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保存すること。
- (2) 市長が必要に応じて行う調査に協力すること。

(額の確定)

第8条 規則第15条第3項の規定により同条第1項の補助金等交付額確定通知書は、省略するものとする。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、令和2年6月29日から施行する。

この要綱は、令和2年10月1日から施行する。

この要綱は、令和3年2月1日から施行する。

この要綱は、令和3年3月22日から施行する。

この要綱は、令和3年5月1日から施行する。

この要綱は、令和3年7月1日から施行する。

この要綱は、令和3年8月1日から施行する。

この要綱は、令和3年10月1日から施行する。

この要綱は、令和3年12月1日から施行する。

この要綱は、令和4年1月1日から施行する。